KURODA ELECTRIC Co., Ltd.

黒田電気グループのみなさんへ

～ 「グループ コンプライアンス行動規範」制定にあたり

私たち 黒田電気株式会社及び日本国内外を問わず全てのグループ各社（以下、「黒田電気グループ」と総称します）の企業活動は、常に取引先に『信頼』をお届けし、株主や投資家、従業員、取引先、地域社会の住民などすべてのステークホルダーの皆様への利益に貢献するものでなくてはなりません。

経済社会のグローバル化や情報化が進み、企業は安定した収益をあげて利益を社会に還元していくのはもちろんのこと、コンプライアンス推進・環境問題・社会貢献等への取り組みといった「企業の社会的責任（CSR）」を果たすことが強く求められるようになっています。

さらに日本政府は今年、日本国内で株式を上場する全ての会社に対し「内部統制」の実施を義務付けました。この「内部統制」は、企業活動のあらゆる分野において不正経理処理を排除するための社内体制の整備を促すものであり、日本の黒田電気本社はもとより国内・海外を問わずグループ会社全てが対象となります。

この「内部統制」の前提は、当然のことながらコンプライアンス（法令遵守）になります。このためここに黒田電気グループの全ての役員、従業員、並びにアドバイザー、派遣社員、臨時雇用者、パートタイマーを含む社員（以下「役職員」といいます）を対象に、黒田電気グループ・コンプライアンス行動規範を制定します。

このコンプライアンス行動規範は、すべての役職員が、遵守すべき職務遂行上の指針・基準を分かりやすくまとめたものです。
全ての役職員は、この行動規範を熟知した上で社内外に対し黒田電気グループの一員としての自覚の下に職務を遂行してください。

役職員が、この行動規範に違反した場合は、就業規則等の社内規程により処分されます。さらに商法等の法令により措置されることもあります。

企業も個人も、社会からの信用を得るまでには長い歳月を要しますが、その失墜は一瞬です。信用は他人から与えられるものではなく、自らの日々の地道な行動を通して勝ち得ていくものである、ということを、あらためて私たち一人ひとりが認識しましょう。そしてこれからも全員が一丸となってたゆまぬ努力を続け、世界の人々の快適で心豊かな生活の実現に貢献してまいりたいと思います。

黒田電気株式会社

取締役兼代表執行役会長 **金子 孝**

【企 業 理 念】

創業以来、私たちは「生命」「自由」そして「創造」を変わらぬ理念としています。
活力にみちた積極性と、社会や環境から受ける恩恵を尊ぶ「生命」。
権限委譲によって社員の一人ひとりに自主性を育み、実力を存分に発揮させる「自由」。
そしてなによりも、現状に満足することなく、未知なる領域や可能性にも果敢に挑戦していく「創造」。
これらをたんなる理念ではなく、具体的な社風として実践してきたことが、これまでの当社の発展を支えています。

1. 企業としての基本姿勢 ～法令の遵守と社会への貢献

(1)法令の遵守
(2)社内規程の遵守
(3)人権の尊重
(4)反社会的勢力との関係遮断
(5)CSRの推進

2. 従業員との関係において ～ 就労させる責任、就労する責任

(1)誠実勤務の義務
(2)ハラスメントの禁止
(3)労働関係法令の遵守
(4)強制労働・児童労働の排除
(5)職場の環境保全

3. 商取引にあたっての基本姿勢 ～ 違法性のない、公明正大な商取引

(1)取引先との書面による契約締結の厳守と契約条件の遵守
(2)公正な市場競争
(3)下請事業者との関係
(4)輸出入関連法規
(5)商品・サービスの安全性
(6)環境保全
(7)接待・贈答を行う場合
(8)接待・贈答を受ける場合
(9)公務員に対する接待・贈答の禁止

4. 情報化社会への対応 ～ 情報資産の適正管理と活用

(1)知的財産の保護
(2)第三者の知的財産権の尊重
(3)自社情報の管理
(4)取引先情報の管理
(5)個人情報の保護

5. 健全な財務活動の展開 ～ ゆるぎない財務基盤とステークホルダーからの信頼の確保

(1)会社資産の保護・適正使用
(2)公正な経理処理
(3)会計・財務報告
(4)株主・投資家への情報開示
(5)インサイダー取引の禁止
(6)ステークホルダー共通の利益の推進

1. 企業としての基本姿勢 ～法令の遵守と社会への貢献

法律は、われわれ企業のような共同社会の構成員に等しく適用されるルールであるとともに、企業や個人が社会で活動するにあたっての秩序を示しています。
法律を遵守することは社会の基本ルールであり、企業が存続するための条件といえます。われわれはこの基本ルールを遵守すると同時に、豊かな社会の実現に向けて、社会貢献活動を推進していきます。

（1）法令の遵守

役職員は、国際社会の一員であることを自覚するとともに内外の諸法令を遵守し、社会的良識をもって行動します。

（2）社内規程の遵守

役職員は、社内規程・規則を遵守すると共に、事業運営上の全ての意思決定は、関連する社内規程に基づき公正に行います。

（3）人権の尊重

黒田電気グループは、全ての役職員の基本的人権を尊重します。役職員は、人種、宗教、国籍、出身、性別、年齢、障害、個人的嗜好などを理由に不当な人事上や処遇面での差別をいたしません。

（4）反社会的勢力との関係遮断

黒田電気グループは、暴力、詐欺その他不正・不当な手段により経済的利益を図る「反社会的勢力」を、企業のみならず、社会全体の健全な発展を脅かすものと考え、こうした勢力とは、組織としても個人としても一切の接触を持たず、全ての企業活動から排除します。

（5）CSRの推進

黒田電気グループは地域社会の発展に貢献するとともに、環境問題や社会貢献等への取り組みといった社会における企業としての責任（CSR）を認識し、この責任を果たします。

2. 従業員との関係において ～ 就労させる責任、就労する責任

企業と従業員との就労関係は、勤務時間や休日といった労働条件や、給与の支給のほか、企業･雇用主の責任とされる「安全で、良好な労働環境を整備する」といった事柄が含まれています。
しかし、労働環境とは、会社側だけの努力・取組みで実現するものではありません。
労働環境をよくするということは、会社と職場を構成する従業員のみなさんひとりひとりの「働きやすい環境を」「いつまでも、ここで働いていたい」という気持ちによる共同作業です。
会社は従業員を「就労させる責任」、従業員は会社に「就労する責任」を互いに認識することが大事です。

（1）誠実勤務の義務

役職員は、事業活動において誠実に勤務し、会社の名誉、信用、社会的評価を落とす行為をいたしません。

（2）ハラスメントの禁止

役職員は、個人の意思に反した性的な言動（セクシャル・ハラスメント）や中傷、その他職場の雰囲気を不快にする言動をいたしません。

（3）労働関係法令の遵守

黒田グループは、各国において適用される労働条件、男女間の雇用機会の均等化、労働環境の安全衛生、労働者派遣に関する労働関係法令を遵守します。役職員は職場環境に関わる法令を守り、安全、清潔で健康的な職場環境をつくることに努めます。

（4）強制労働・児童労働の排除

黒田電気グループは、国内外を問わずいかなる形態であっても、いかなる者も強制的に就労させず、あるいは児童を就労させません。

（5）職場の環境保全

黒田電気グループは、役職員の健康、安全に関する適用法令、社内規則を遵守します。役職員は、喫煙の害から非喫煙者を守るために、分煙ルールを守ります。

3. 商取引にあたっての基本姿勢 ～ 違法性のない、公明正大な商取引

商取引の目的は、健全な利益を生み出すことです。
そのためには、取引先と厳しい交渉をしたり、議論を伴う場合もありますが、最終的に合意した取引条件を互いに守るようにしなければなりません。
不正な手段で取引を行い、一時的に多大な利益を得られたとしても、その後の社会的信用を失墜させることになりかねません。
取引そのものは「違法性」のない、公明正大なものでなくてはなりません。こうして守られる基本姿勢が、信用高い取引を支え続け、企業としてさらに高い評判と収益をもたらしてくれるのです。

(1)取引先との書面による契約締結の厳守と契約条件の遵守

黒田電気グループは、取引先との取引にあたっては、書面により契約を締結するものとし、また、取引先との間で締結した契約を常に遵守します。役職員は、契約に違反するような行動を取らず、契約上の責任を果たします。

(2)公正な市場競争

黒田電気グループは、各国において適用される独占の禁止、自由な競争、及び公正な取引に関する法令及び規則を遵守します。役職員は、市場活動において社会的良識を持って行動し、市場競争を阻害する行為をしません。

(3)下請事業者との関係

黒田電気グループは、下請事業者との取引において、関係法令を遵守し、常に公正で合理的な姿勢で取引を行います。役職員は、下請事業者に対し、優越的な地位を利用した不当な要求をしません。

(4)輸出入関連法規

役職員は、日本やその他黒田電気グループが事業活動を行っている国での輸出入に関わる法令・規制を遵守します。

(5)商品・サービスの安全性

黒田電気グループが販売する商品・サービスは、安全性が確保されるものであり、関連法令の定める基準を満たします。

(6)環境保全

黒田電気グループは、国内外の事業のあらゆる分野において、公害防止、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、資源リサイクル等の環境保全活動に取り組みます。役職員は、積極的に地球の環境保全に寄与するよう努めます。

(7)接待・贈答を行う場合

役職員は、取引先等への贈答・接待を行う場合、公私の別を明確にし、その価格、数量、頻度が社会的通念の範囲内でなければなりません。

(8)接待・贈答を受ける場合

役職員は、会社の自己の地位を利用して、取引先から不当な利益を受けてはなりなせん。役職員が、取引先より接待・贈答を受ける場合は、社会通念上、許される範囲であるか否かを常に留意します。

(9)公務員に対する接待・贈答の禁止

日本の官公庁やそれに準ずる団体の職員は、公務員倫理法や内規により接待・贈答の授受を禁止されていることが通例です。黒田電気グループは、官公庁やこれに準ずる団体の職員に対して贈答や接待を禁止します。

4. 情報化社会への対応 ～ 情報資産の適正管理と活用

情報化社会への変革が加速度的に進み、私たちの身の回りには様々な情報が飛び交っています。、なかには特許などの知的財産や、取引に活用できる顧客情報といった有益な情報もあります。
これらの情報はただ保有するのでなく「重要な経営資源・情報資産」としてビジネスも活用することもできますが、同時に適正な管理が求められます。
情報資産を適正に管理・活用することが、健全なビジネス展開に必要なことであるといえます。

(1)知的財産の保護

黒田電気グループは、重要な財産である知的財産にかかわる創作活動を推奨します。役職員は、自己が行なった発明・考案・商標・意匠については、会社に届出を行なう義務及び黒田電気またはそのグループ会社の決定に従い、知的財産権を黒田電気またはそのグループ会社に承継させる義務を負っています。

(2)第三者の知的財産権の尊重

黒田電気グループは、第三者の知的財産権を尊重します。役職員は、第三者の正当な権利を侵害するような行為はいたしません。

(3)自社情報の管理

役職員は、黒田電気グループの経営上の重要情報など機密情報の機密保持に努め、漏洩や不正利用などがないよう厳正に管理します。

(4)取引先情報の管理

役職員は業務上知りえた取引先の情報についても自社の機密と同様に厳正に管理します。

(5)個人情報の保護

黒田電気グループは、個人情報を適正に取り扱い、第三者への不正な開示又は漏洩がないように管理します。役職員は、業務中に知り得た他の役職員、ならびに顧客、取引先などの個人情報や秘密を他人に漏らしません。

5. 健全な財務活動の展開 ～ ゆるぎない財務基盤とステークホルダーからの信頼の確保

会社の資金提供者である株主・投資家からは、信頼性の高い財務報告を作成することを期待されており、法制度からもそれを求められています。
株主・投資家に対してウソのない経営に取組まなければなりませんし、事業の発展・拡大を目指す黒田電気グループ全体を支える利益・資金を得るためには、適正な経理処理と財務活動を行うことを求められています。

(1)会社資産の保護・適正使用

役職員は、黒田電気グループの資産を充分な注意をもって管理し、不注意による毀損、減耗、紛失から保護します。

(2)公正な経理処理

役職員は、全ての経理・経費処理について、事実に基づき、かつ「経理規程」に従った適正な経理・経費処理をします。

(3)会計・財務報告

黒田電気グループは上場企業として、厳しい会計基準に準拠し、財務報告の正確性と完全性を備え、法律に則した会計・財務報告を行います。役職員は、適切な社内管理体制・手続きに基づき、これらの要求に応じます。

(4)株主・投資家への情報開示

黒田電気グループは、透明性の高い経営を目指すと共に、株主・投資家に信頼される会社を目指します。役職員は株主・投資家に対して、正確な情報を迅速に開示します。

(5)インサイダー取引の禁止

役職員はインサイダー取引規制に抵触する、または抵触する恐れのある行為を行いません。

(6)ステークホルダー共通の利益の推進

黒田電気グループは「企業は多くの利害関係者に支えられている」という認識をもとに、株主や投資家、従業員、取引先、地域社会の住民等、その他すべてのステークホルダーの共通の利益を図ります。